

2023年度

第3回愛知県障害者施策審議会

会議録

2024年3月22日(金)

愛知県障害者施策審議会

2023年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2024年3月22日(金) 午前10時から午前11時40分まで

2 場所

愛知県自治センター12階 会議室E

3 出席者

岩田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員、糟谷委員、加藤(歩)委員、亀沖委員、佐藤委員、重松委員
鈴木委員、高橋委員、長坂委員、永田委員(会長)、古家委員

(事務局)

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 久野担当課長

皆様、大変お待たせいたしました。

定刻になりましたので、只今から2023年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催いたします。

私は、障害福祉課担当課長の久野と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、開催にあたりまして、植羅福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

植羅福祉局長

皆さんこんにちは。大変お世話になっております。

愛知県福祉局長の植羅でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末、大変お忙しい中、会議にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃から本県の障害施策の推進に格別の御理解、御支援を賜っております。この場をお借りいたしまして、ありがとうございます。

まず会議の冒頭でございますが、1月1日に発生いたしました、能登半島地震により亡くなられました方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われました方に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。この災害の発生後、関係団体の皆様方の多大なる御協力の下、被災地への介護職員等の派遣、また被災した障害のある方などの受け入れなど、被災地支援を行っていただいているところでございます。委員の皆様方におかれましても、それぞれの立場で、被災地を応援していただいておりますことに心から感謝を申し上げます。県といたしましても、今後も引き続き皆様と連携をしながら、被災地の方々への支援にしっかりと取り組んで

まいりたいと考えております。

さて、この審議会でございますが、御案内のとおり、障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するために、障害者基本法に基づいて設置が義務づけられた会議でございます。

本日は、本年度最後の審議会でございます。

本日、次第にございますとおり、議題が1件、そして報告事項が3件となっております。

議題では、あいち障害者福祉プラン2021-2026の改訂について御審議をいただくこととしております。本日お示しをいたしましたプランであります。これまで当審議会、またワーキンググループにおいていただきました委員の皆様のご御意見、そして1月19日から2月17日まで実施をいたしましたパブリックコメント、そちらでいただきました県民の皆様のご御意見を踏まえた最終案という形でございます。本日御審議の上、承認をいただきまして、プランを策定、公表してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りまして、有意義な会議にさせていただきますようお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

6 出席者紹介

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、出席者の皆様のご御紹介でございますが、時間の都合もございまして、お手元の出席者名簿により紹介に代えさせていただきますと存じます。

なお、本日出席予定と伺っておりました、愛知障害フォーラム事務局長の辻直哉委員におかれましては、急遽御欠席との連絡をいただいておりますので、ここで御報告を申し上げます。

7 定足数確認

障害福祉課 久野担当課長

次に、定足数の確認でございます。

本日、委員数20名のうち、現在14名の委員の方に御出席をいただいておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立をしております。

なお、本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件にあたらなため、すべて公開とさせていただきます。

8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 久野担当課長

資料並びに会議録は、後日、当課のウェブページで公開をさせていただきますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

また、本日は傍聴の方が1名と、報道機関の方が1名いらっしゃいますので、併せて御報告を申し上げます。傍聴の方をお願い申し上げます。

お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

9 資料確認等

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は机上に配付をさせていただいております。

まず本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、愛知県障害者施策審議会運営要領でございます。なお、出席者名簿及び配席図につきましては、お手数ですが、辻委員欠席ということで訂正をお願いしたいと存じます。

続きまして資料でございますが、資料が資料番号 1-1、1-2、資料 2、資料 3-1 から 3-5 まで、資料 4、参考資料でございます。資料の不足等ございましたら、お申し出いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。また何かございましたら、後ほど事務局の方までお声掛けください。

10 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 久野担当課長

それでは進めさせていただきますが、ここで委員の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、対面及びオンラインでの開催としております。柏倉委員がオンラインでの参加ということになっております。スムーズな会議進行のため、柏倉委員におかれましては、事前にお配りをしております「Web会議によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただきますようお願いを申し上げます。

また、各委員におかれましては、発言の際には、マイクを御利用いただきまして、ゆっくりと大きな声でお名前と御所属に続けて御発言いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

11 会長挨拶

永田会長

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

この会は、障害のある方のために愛知県が立てる計画や実際に行っている事業が、今よりもっと良くなるように各議題について審議をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、それぞれのお立場で愛知県の障害者施策に携わっておられると思います。この会議を通じて、障害施策をしっかりと検討し、さらによりよいものを検討していきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日は先ほどの福祉局長の御挨拶にありましたように、この後議題は1件、また報告事項は3件ございます。

対面一部Webによる開催となりますが、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞った形で御発言をお願いできればと思います。

委員の皆様方には、言葉や内容について、わかりにくいことがあれば手を挙げるなどしていただき、御質問をしていただければと思います。そして遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議がより充実したものとなりますようお願いをさせていただきます。簡単ではございますが初めの挨拶とさせていただきます。

それでは、この後の進行は着座にて進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

12 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要領第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきたいと存じます。

今回は、江崎委員と、榎本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしく願います。

13 事務連絡

永田会長

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は午前11時30分を予定しておりますので、御協力よろしく願います。

14 議題 あいち障害者福祉プラン2021-2026改訂(第7期愛知県障害福祉計画等策定)について

永田会長

それでは議題の方に移らせていただきます。

議題 あいち障害者福祉プラン2021-2026改訂(第7期愛知県障害者福祉計画等策定)について審議をさせていただきます。

それではまず事務局の方から御説明のほど、よろしく願います。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本と申します。

議題 あいち障害者福祉プラン2021-2026改訂について御説明させていただきます。以後、着座にて失礼いたします。

時間の関係もございますので、簡潔に説明させていただきます。

これまで、10月25日に開催いたしました施策審議会ワーキンググループや、12月22日に開催いたしました第2回施策審議会での説明内容と重なる部分もございますが、御了承いただきたいと思います。

それではまず、お手元の資料 1-1、あいち障害者福祉プラン2021-2026最終案、2024年3月改訂という資料を御覧ください。

1 改訂の趣旨ですけれども、愛知県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合計画として、あいち障害者福祉プラン2021-2026を、2021年3月に策定しております。このプランは、障害施策の方向性を定める障害者計画と、障害福祉サービス等の提供体制を示す障害福祉計画を、一体的に策定したものです。このうち、障害福祉計画に当たる部分は、今年度末に計画期間が満了するため、今回プランの改訂を行うものでございます。

プランの見直し範囲は、主に第6章から第8章になります。県が定める障害福祉計画については、国の基本指針を踏まえて策定することとされていることから、今回その内容を反映して、次期計画を策定するものでございます。

2 主な改訂内容についてです。それぞれの目標項目については、これまで御説明した内容と同じでありますので、今回は説明を省略いたしますが、国の基本指針に基づき、第6章では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を掲げるとともに、第7章では、障害福祉サービス等の見込量と確保策を定めており

ます。また、第8章は目標一覧となっております。以上が概要になります。

詳細につきましては、資料1-2。これが A4で 242 ページに及ぶ厚い資料になりますが、本冊に記載しておりますので、そちらで御確認いただければと思います。

今回配付している資料については、パブリックコメント実施後のものになります。

パブリックコメントは、1月19日から2月17日までの期間で実施いたしまして、12名の方から56件の御意見をいただきました。

これにつきまして、本日お配りしている最後の資料になります、右肩上に参考資料と書かれたA3 横長の資料 7 枚ございますが、こちらの参考資料の方を御覧ください。こちらの資料において、いただいた御意見の概要を左側、併せて県の考え方を右側に記載しておりますので、御確認いただければと思います。

なお、今回は障害福祉計画の策定をメインとしております。一部、障害者計画に係る部分に対していただいた御意見につきましては、次期障害者計画策定時における参考とさせていただきます、引き続き現行施策の推進に努めてまいります。

大変項目が多くございますので、一部のみ説明させていただきます。この参考資料を5枚おめくりいただきまして、資料の6枚目、資料の下に、6と書かれた資料がございます。

この資料の上から2行目に、表の左側に56番まで番号が振ってございますが、37番の御意見として第6章の障害児支援の提供体制の整備等において、病院と保健所、保健センターの連携を強め、速やかに家族支援につなげることなどを明記して欲しいとの御意見をいただきました。これを踏まえまして、その右側になりますが、関係機関が連携し、速やかに必要な支援につなげる旨の記載を追記することといたしました。

また、1枚おめくりいただきまして、最後の7ページになりますけども、上から4行目、左側48番の御意見といたしまして、児童発達支援センターで取り組むべき事業内容に関して御意見をいただきました。これを踏まえまして、右側でございますが、児童発達支援センターにおいては、地域の中核的役割を担うことをわかりやすく明示するための記載の修正を行っております。

このほか、1つ1つの説明は省略させていただきますけれども、医療的ケア児をはじめ障害児が学校卒業後の受け入れ先が必要であるといった御意見ですとか、ヘルパーなどの人材が不足しているため、増えるように人材確保策に取り組んで欲しいといった、人材確保に関する御意見、またグループホームの質の向上などに関する御意見などをいただきました。こうした御意見をしっかりと県としても受けとめまして、今後とも支援の充実に努めてまいります。

なお、このパブリックコメントの御意見とは別に、第7章の障害福祉サービスの見込量につきましては、市町村から最終報告値を基に数値を置き換えるなどの、必要な時点修正を行っておりますので、御了承ください。

また、この会議の後、3月中にこの計画を策定し公表する流れとしております。

大変長くなりましたけども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

先ほど、あいち障害者福祉プランについて修正点、またパブリックコメントを受けてのものについても御説明をいただきました。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見・御質問があればお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、重松委員よろしくお願いいたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松と申します。よろしくお願ひします。

今御説明の中で、グループホームの件について、パブコメで御指摘がいろいろあったというお話がありましたけれども、やはり皆さん、多分、患の問題があってグループホームのことについてのお考えがいろいろあるんじゃないかなと思ひますが、やはりこの問題が生じた原因を究明し、その内容を、グループホームを支援するため、質の向上のための支援に活かす必要があるんじゃないかなと、私は考えておりますので、この部分、皆さんよくわかっていらっしゃると思ひますが、是非ともその部分を考慮していただき、進めていただければなと思ひます。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

愛知県にも関わるグループホームのことということもあって、大変利用されてる方も含めて、御不安や御心配をおかけしている状況になるかと思ひます。

このような形がないように、また、よりグループホームがいい形で進んでいけるようなということは、大変重要な課題となってくると思ひますが、今の御意見について、事務局の方から何か一言ありましたらよろしくお願ひいたします。

障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課担当課長の西川と申します。

御指摘のグループホームにおける問題、この問題につきましては、昨日開催されました、自立支援協議会等でも、重ねて御意見をいただいております。

特定の会社に限らず、構造的に存在する問題につきましては、私どももその原因について究明する必要があると考えておりますし、利用者の皆様が、安心してサービスを御利用いただけるように、特定の事業者という観点と、それから一般的な施策の両面から、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

永田会長

御回答ありがとうございました。

グループホームへの移行ということが、少しずつ今進んできている状況となっているかと思ひますので、その中で、やはり地域に移行するときに御家族の方も、利用者の方の御不安がある中でのこととなりますので、より安心して、地域の中で暮らせるようなことについては、引き続き検討いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

その他、委員の先生方がでしょうか。ではよろしくお願ひいたします。

亀沖委員

愛知県精神障害者家族会連合会から推薦いただいております、亀沖昌睦と申します。

精神医療系の学会活動等を行っている立場で、今回ちょっと意見の方述べさせていただければと思ひます。参考資料のところの、54番の第7章のところなんですけど、7ページですね。その7章の県の考え方というところですね、当事者意見も踏まえ、施策を検討しているところです。と記述があるかと思ひます。

ここで言う当事者というのは、おそらくサービスを受ける方の当事者という意味合いだと思うんですけども、合わせまして、この協議会におきましては、当事者並びにピアサポーターとして実際活動されている方の、

そういった方々の意見も合わせて、施策を検討していただければと思います。以上です。

永田会長

はい、ありがとうございました。

先ほど亀沖委員から、参考資料、パブリックコメントのところの 7 ページ目、54番のところに当事者意見を踏まえてということについて県からの回答が記載してあるんだけど、ここに当事者だけではなくてピアサポーター、今いろんな取組が精神保健も含めて行われてるかと思いますので、そういう方たちのお力もお借りしながらという形で進めていただきたいという御意見だったかと思います。

こちらについては検討いただける内容かと思いますが、事務局の方から何かございましたらよろしく願います。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

亀沖委員、御意見ありがとうございました。

今日、担当部署が来ておりませんが、今の御意見を踏まえまして、修正といいますか、やっていくように努めますので、よろしく願います。

永田会長

ありがとうございます。

いろんな方とか資源を活用した形で、よりよい形を検討いただければと思いますので、よろしく願います。

その他、いかがでしょうか。では、加藤委員よろしく願います。

加藤(歩)委員

愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会の加藤歩と申します。よろしく願います。

こちらの参考資料の方の話が続いているので、続いて 7 ページの 51 番の部分で、医療的ケア児・者が入れるグループホームが必要だと思うという意見に対して、県の考え方として、今後に向けては、整備目的や対象とする利用者など、個々の整備の必要性をこれまで以上に詳細に評価し、よりニーズに沿った整備事業を採択できるよう、検討してまいりますというお答えをいただいておりますが、資料 1-2 の方でお話しさせていただこうかなと思ったんですが、見込量について例えば 1-2 の 142 ページのところで、居住系サービスの利用状況とかがあって、グループホームなどの利用実績と見込量などが出ているかと思いますが、これがグループホームっていうのがやっぱり 1 つで括られておまして、この会に参加させていただいたときから最初からお願いしているんですが、やっぱり車椅子の利用、もしくは医療的ケア者の利用ができるグループホームはもうほぼないと言ってもいいぐらい。希望しても、断られることが多いので。

あとはスロープありますとか言って、行ってみたら急すぎて、後ろの転倒防止のバーが当たってしまって上がれないとか、いろいろな問題がありまして、グループホームだけじゃないかもしれないですけど、施設整備がとても大変だということが言われるのですが、そういうものの助成も含めて、やっぱりグループホームの種別の見込量、目標値を入れて欲しいということをずっとお願いしていますが、やはりグループホームの数だけあっても、結局は精神の方、知的の方がほとんどで、身体の障害の方が入れないってことがずっと続いておりますので、是非ともここは種別の目標値を入れていただきたいなと思っております。よろしく願います。

永田会長

ありがとうございました。重要な御指摘かと思えます。

ハード面というか、やっぱり入れる施設がなければ、やっぱり障害種別だとか、状況によってはかなり数が限られてくるという状況があるかと思えます。

こちらについては、加藤委員が本当にずっと言っていたことかと思えますが、この辺り、そういった利用者の状況別の見込量だとか、出していける方向があるかどうかも含めて、事務局の方からもし回答よければお願いいたします。

障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課担当課長の西川でございます。

今いただいた意見が従来からあるということにつきましては、私どもも承知をいたしておるところでございます。

ただグループホームというサービスの種別の中に、例えば重度の肢体不自由の方向け、というような制度上の区分がないということが、実務上の障壁ということが言えるかなと思っております、実際にはグループホームとして指定を受けてさえいただければ、どこのグループホームでも重度の肢体不自由の方を受け入れていただくことが、制度上は可能でございます。

一方で、実際にそのバリアフリー化が必要な度合いと、対応がとられているかですとか、あるいはそういった人員配置が行われているかという部分は、指定上の区分とは全く別に、現実として存在するというような状況がございます。

そういった状況も踏まえまして、県としてできることというものを考えますと、整備する段階では当然バリアフリー化の改修等が必要になるという部分がございますので、グループホームを整備する際に、そういった対応ができるところを増やしていくということを今回この県の考え方として、お示しをさせていただいているというのが実情でございます。

ただ、新設整備による枠の拡大というのは、グループホーム全体のごく一部という部分もございますので、ちょっとこの場でこうすればできますということはお話はできませんが、御意見は踏まえた上で、方策については引き続き考えてまいりたいと考えております。

永田会長

御回答ありがとうございました。

見える化をしていかないと、なかなか難しいところがあるかと思えます。

国が出してということになると、どうしてもやっぱり少し遅れがちになってしまうので、こうして愛知県の方、いろんな障害団体の方にも参画いただいて施策を決めていただきますので、愛知県として、よりそういったところも、きちんと目を向けながら施策を進めていただけると大変ありがたく思います。よろしくお願いいたします。

他、いかがでしょうか。では江崎委員、よろしくお願いいたします。

江崎委員

グループホームのあり方の話なんですけど、高齢者のグループホームの入所者の問題が、これから高齢化と、介護保険制度の関係等の話をさせていただきます。

高齢化になってきますと、グループホームの方、日中はB型や地域活動支援センターに行ってるんですけど、高齢化になってくると、やはり仕事ができない、しんどいということで、通所回数が減って、グループホームでひ

きこもりの形になっております。

運動機能が低下してきますと、介護っていう概念が、B型、就労移行とか、障害施設のグループホームの中に入っておきますけど、そういったサービスが支援できないという現状の中で、介護保険制度のグループホームに入っていたきたいんですけども、なかなか枠がない。入れないという状態になっております。

そういう中で、グループホームがB型、地域活動支援センターの中で、リハビリ的な運動機能の向上等、考慮に入れた運営が必要になってくるかと思えます。

今後、このような精神障害者が高齢化になったときに、介護保険制度のグループホームに移行できない一時的な場面っていうのが多く発生するかと思えます。

そういったときに、障害福祉として何ができるか、やはり運動機能を向上するような支援も必要だと思えますので、そういった制度や仕組みを検討していただけないかと思えます。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

今、御指摘のようにだんだん年齢が上がってくると、通所とかが難しくなってきたときに障害者向けの、高齢者の方のためのというところの、この間の部分を検討していかなければいけないというのは、社会的に課題となってくる問題かと思えます。

このあたり、県として何か検討されてることとか状況がありましたら、御説明のほどお願いいたします。

障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課の西川でございます。

現状のグループホームは、御承知のとおり職員の配置基準につきましてもかなり手薄であるということ、そもそも概念として、生活の場であるという部分でサービスが成り立っておりますので、例えばそこでリハビリをするというような形になってくると、基本的には外部からサービスを提供していただいて、やっていくというのが立て付けてございます。

ただこれから高齢化が進むにつれて、そういったサービスのニーズが高まってくるとい部分当然出てくるかと思えますので、そういった部分につきましては、機会を捉えて、国に対して要望する等の対応策を考えさせていただきたいと思えます。

永田会長

ありがとうございました。

おそらく県だけじゃなくて、国として考えていただかなきゃいけない部分がありますので、要望としてしっかり伝えていただきながら、県としてできるところ、また御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

その他いかがでしょうか。では、岩田委員よろしくお願いたします。

岩田委員

愛知県セルフセンター岩田です。よろしくお願いたします。

先ほど来からの御意見と同じグループホームの件なんですが、あと現実、民間の事業所がとてもたくさんグループホームを建設されていて、空所が意外とあるということも、現実にあります。

でも県のグループホームの整備基準としましては、もう充足していると、そういった空所があっても、充足しているという判断をされているところがあるのではないかなと思えます。

実はここ近年、私も社会福祉法人に所属していますが、施設整備の補助金、申請を出してもなかなか国に通らない、どんどん補助金をいただける件数も減ってきてまして、そういった民間で建てられたグループホームが空所があるってところに対し、そういったところで、もう充足しているっていう考えを言ってしまうってところを懸念しているところがあります。

あともう1点ですが、社会福祉法人だからといって虐待が決してないということはないんですが、社会福祉法人の指導と、民間の事業所、日中も含めてですが、指導的には、よくわからないんですが、そういった指導体制的にはどういうふうになっているか、ちょっと知りたくて質問させていただきました。以上です。

永田会長

ありがとうございました。

今の岩田委員の御意見は、企業が開所したグループホームには空きが出てるんだけど、例えば、社会福祉法人が開所しようとしてもなかなか難しい現状があって、そして質の部分で、空いている状況で充足率が高いということ、どういうふうに関として捉えているかということ、民間企業と社会福祉法人と、設置形態が違うグループホームがあるときに、それに対する指導と違ってどういうふうに行われてるかということ、よろしかったですかね。

多分、設置の背景というところにはなるかと思いますが、御回答いただいてもよろしいでしょうか。

障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課の西川でございます。

すみません、ちょっと手元に資料がありませんので、うろ覚えの数値で大変恐縮でございますが、現在グループホームの県の方の利用の定員数が、9000人ぐらいかなと思っております。

1件1件のグループホームの入居状況を把握しているわけではございませんが、県内で支給決定されている、グループホームの利用者数というものがございまして、それを比較いたしますと、大体1割ちょっとぐらいの空室が出ているというのが現状でございます。そうしたことがございまして、グループホームの数自体という点に関しては、充足しつつあるのかなというのが、私どもの考えでございます。

ただ一方で、先ほど来御指摘もございました、重度の肢体不自由者の方、あるいは強度行動障害や医療的ケアを必要な方等が入るようなグループホーム、そういったものについては、まだまだ数が全然足りていないというような御指摘もあることも踏まえまして、現時点でグループホームの数を、これで足りているので増やしていくつもりがないというようなレベルに達しているわけではございません。

施設整備の採択件数の増減というのは、年度によって、当然波がございまして、私どもが予算措置の水準を下げていたりとか、国の予算が下がっているとか、そういうことではなくて、あくまでも年度ごとに増減があるというような状況で推移しておるものと考えております。

それから、事業所への指導につきましては、基本的には定期の現地指導というものを行ってございまして、そちらにつきましては、特段、社会福祉法人さんであるにせよ、あるいは株式会社さんであるにせよ、すべて対象として、一律に実施しているという状況でございます。

永田会長

ありがとうございました。

全体の数の推移があるという中でということかと思いますが、先ほどお話がありましたように、いろんなタイプのグループホームをどういうふう整備していくのかという意味では、今後も広く検討いただけるということ

ではないかと思えます。

また、社会福祉法人なり、企業なり、求めることは一緒ということにはなってくるかと思えますので、状況に応じて、きちんとグループホームが運営、また質的に向上できるように、引き続き検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

では、榎本委員が手を挙げられていたかと思えます。よろしくお願いいたします。

榎本委員

愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会の榎本でございます。

皆さんから多くの意見が出てきておりますけど、グループホームの利用者数は、もう障害者支援施設の利用者を超えています。障害者支援施設の方、入所施設ですけど、地域生活への移行というのがこの障害福祉計画の目標の中にもあります。で、今度はグループホームからの一人暮らしってところの部分の視点も入れながら、計画にも盛り込む必要があるのではないかと思います。国の指針に基づきますけれど、そうしたことを思いました。この次でいいと思えますけれども。

あと、支援の質の向上については、県の方の姿勢としまして、相談支援従事者の研修とか、それからサービス管理責任者の質を落とさないってというようなところについて、一生懸命研修を打っているのはすごくわかります。

質を考えると直接支援者や、世話人とかの研修や、支援の質を落とさないための研修であったりということについては、業界団体に加盟しているところについては、そういったところが一生懸命研修を企画してやっている。先ほどお話がありますように事業者によって、非常にサービスの質が悪いというようなことを、常々聞いております。

監査体制等につきましては、先ほど御説明があったように、いろいろ監査もやっていますよってということなんですけれども、やはり第三者のそういった評価であったり、今後やっぱりグループホームについても、そういう第三者的な方々が入っていくような仕組みになっていくと思えますので、そういったところを県も後押ししながら、市町村の方に対して、連携をとれるような形でお願いしたい。

あと、地域生活支援拠点。様々な形が各市町村であるかと思えます。地域生活支援拠点、いざというときのためのやはり駆け込み寺的な、障害者支援施設、入所施設の定員、及びそれから定数削減にどんどんなっていく中で、こういった各地域における地域生活支援拠点というものが非常に重要な働き、機能、役割を持っていると思えますので、やはり居住環境や人材確保を含めた支援者養成の充実化についても、今後、引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

永田会長

重要な御指摘だったかと思えます。

地域に移行していく中で、今度はグループホームからまた自立していく、生活していくところのビジョンを描きながらやっていただきたいということと、また市町村、いろんな状況がありますがけれども、より質が向上できるような形のバックアップということをもっと整理して欲しいという御要望だったかと思えます。

事務局の方から何かコメント、御意見ありましたら一言お願いいたします。

障害福祉課 西川担当課長

西川でございます。

まず、グループホームにつきましては、御承知かとは思いますが、来年度の報酬改定で、地域連携推進

会議等の設置が始まってくるということです。なお、報酬改定の出るタイミングがございまして、今回の案にはそちらを反映させていただくことができておりませんが、プランとは別に実務上の問題といたしまして、そういった報酬改定等を踏まえまして、地域に開かれたグループホームということを目指して取組を進めてまいりたいと思っております。

これに関しましてはちょうど本日、中日新聞の朝刊に出ておりますけれども、それに対する県の1つの取組といたしまして、本県では来年度から、日中サービス支援型のグループホームに対しまして、県の委嘱するコーディネーターさんを派遣して、職員さんの相談、アドバイスを行うというようなことを考えておりますので、こういったことも引き続き実施しながら、支援の質の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、地域生活支援拠点についての御意見もいただいたところでございます。こちらにつきましても、確かに県内 54 市町村、とりあえず最低1ヶ所というような、現行のプランの目標は一旦達成をさせていただいておるところではございます。

ただ、やはりまだ、作っただけではないかというような御意見も一部いただいております。実際にも、地域生活支援拠点の県内におけるタイプとしてはやっぱり拠点型よりも面的整備ということで、たくさんの方々が集まって、これが地域生活支援拠点ですよという連合体を作っていただいているところがほとんどでございますので、事業所間の連携ということも含めまして、緊急時の対応の能力などを、実際に利用が円滑にできるようなレベルに高めていく必要があると考えております。

永田会長

ありがとうございました。1つずつ取組を続けていくことで、より良い質の高いものになっていくかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

他、よろしかったでしょうか。では古家委員よろしく願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

参考資料のパブリックコメントのところの13あたり、信号ですね。高度化 PICS であたりだとか、エスコートゾーン、それから音響、ピヨピヨカッコの音響信号のことを挙げてくださってる方がいらっしたんですけども、高度化 PICS というのはちょうど2年前の3月に愛知県でも初めて設置されたという形です。

ただ、愛知県全体で24基、名古屋12、小牧が5、豊橋3、豊田4、その次にさらに続いて設置されていくのかなと思ったら、それっきりになっています。結局、これもとりあえず紹介でつけてくれただけなのかなと感じています。ただこれは静岡、宮城の方で100基以上活躍していると言われておりますが、信号機全体で考えて、愛知県の場合たった24では、きびしいと感じています。

また、スマホのアプリを使える人でないと利用できないですし、交差点まで来たら、荷物が多くても、雨の日でもスマホを出さなければいけないので大変です。指示の音声も、自分が渡ろうと思ってる横断歩道が、赤で青で青で教えてくれるわけではなく、この信号は何々信号で、東西はどう、南北はどうですっていう教え方をするので、その場所がしっかりとわかっていないと判断が難しいです。県のコメントとしては、要望があればありますが、要望はあったんでしょうか。

それからエスコートゾーンに関しては、やっぱり信号が赤か青かがわかってもまっすぐ歩いていけるかどうかは別の話なので、エスコートゾーンを希望される方も多いんですけども、警察の方に聞くとやっぱりトラック等がそこを踏んで走っていくと、破損も多いし、あったとしてもとぎれとぎれのエスコートゾーンになってしまうということで、なかなか設置してもらえないということがあります。でも、私たちとしては有効な手段の1つなので、

何とか違う方法でも、つけてもらえるといいのかなあと思っています。

それから、ピョピョカッコーの音響信号ですけれども、これも、こちらが希望を出しても、警察の方は予算が、ということがあったり、利用してる方はどのぐらいいますかって、これ1人じゃいけないのかなと思ったりもしますし、近所の方が、やかましいので困りますという意見があるどうしてもつけてもらえなかったり、音が小さかったりということがありますので、もう少しそのあたりも一般市民の方にも協力してもらおうと良いのかなと思います。

一昨年、踏切事故で犠牲者が出て始めて、踏切のあり方に注目されましたが、信号に関しても、何人も犠牲者が出て始めて動くのではなく、もう少し私たち視覚障害者が安全に、安心して街を歩けるような手段を、ぜひぜひ考えてもらいたいと思います。

それから、17番目の意思疎通のところ、これも視覚障害に対する意見を言ってくださったみたいなんですけれども、点字であったりだとか、音訳図書であったり、データであったりだっという方を増やして欲しいということなんですけれども、人材を増やすだけではなくて、以前にもお伝えしましたが、例えば点字プリンター一つないと点訳もできませんので、環境も、予算も取ってもらえるといいなと思います。今、私が住んでるところも、点字プリンターの調子悪くてごめんねってデータで送ってることが時々あります。市の方にもお願いしても、今年は予算が取れない云々ってことがありますので、ぜひぜひ人材だけではなく、環境の方も予算を考えていただけるといいなと思います。以上です。

永田会長

御意見ありがとうございました。

いろんなICTも素材も含めて、いろんなものが向上していかないといけない部分もあるのかなと、お話をお聞きして思いましたけれども、今言われたみたいに、安心安全で生活できる環境を整えていくということも、引き続き検討していただくことになるのかなと思っておりますが、この辺りについて、愛知県として今検討されることがあれば御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 社会参加推進グループ 竹内課長補佐

障害福祉課 竹内でございます。

古家委員、貴重な御意見ありがとうございました。

高度化 PICS と、エスコートゾーンなどについては、担当部署が警察の担当となっているところですが、視覚障害の方へのデジタル化というか、スマホの使い方などの教室も、こちらの方で予算をつけて開催をさせていただいて、各障害を持った方たちのそういった使い勝手のよさのところ、少しずつ向上していけばいいのかなということで、取組をしているところでございます。

あと、アクセシビリティの向上ですけれども、古家委員の御指摘のとおりちょっと予算がなかなか難しいところで、環境整備するのがなかなか難しいところではありますけれども、今後についても、そういった貴重な御意見をお伺いしながら、少しずつではありますけれども、アクセシビリティ向上に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

永田会長

引き続き、取組の方をよろしくお願いいたします。

その他よろしかったでしょうか。では、高橋委員よろしくお願いいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

ちょっと3点、質問というか意見になるんですけども、1つ目は、先ほど加藤委員も仰ってましたが、やはり身体障害のある方への対象の施設が少ないというところ、これはグループホームに限らず、就労のA型だったりB型だったり、子どもの通う放課後等デイサービスもそうなんですけれども、やはり動ける方、車椅子の方だと、まず送迎の車がないとか、トイレがないとか、様々な物理的な条件で、まだまだ利用ができていないという現状があるので、その辺りも今後検討を進めていっていただきたいなというところなんです。

2つ目ですね、先ほども御意見としてあったと思うんですが、障害のある方が高齢になってきているというところで、介護保険との連携っていうのも、大きなテーマになっているかと思えます。グループホームが65歳まで入れないというところで介護認定を受けても、やっぱり精神の方とか知的の軽い方だと、介護保険非該当になればいいんですけど、ならない。要支援とかが出てしまうと、介護保険のグループホームにも入れないっていうところがすごく問題になっていて、御相談で私たちも関わっていても、その解決方法がなかなか見つからないっていうところがとても課題になっています。この審議会等々も障害関係の部署の方に出てもらってますが、介護保険とか介護の辺りですね、調整も今後は特に重要になってくるのかなと思っております。

3つ目も、今ちょっと相談の話をしましたが、今回のプランにもありますが、相談体制の充実というところで、もちろん強化が必要だったり、研修も必要なんですけど、やはり人材確保というところが一番大変なところなんです。相談のほうでも、ヘルパーを入れたりだとかそういった相談があるんですけど、そのヘルパーさんがいないと、私たちも何も提供できないというか、仕事ができないっていうところもありまして、やはり先ほどグループホームで地域生活をついていう話もありました。やはり地域で生活するには人の手が必要で、ヘルパーさんの確保っていうのが一番重要なところと思っておりますので、その施策もまた考えていただけたらいいかなと思います。以上です。

永田会長

高橋委員、ありがとうございました。

3点、物理的な環境の整備のこと、高齢化、介護保険との調整だとかを今後より進めていただきたいということ。また、相談体制の人材の育成といったところも確保できるようなこともしっかり取り組んでいただきたいという御意見だったかと思えます。事務局の方からいかがでしょうか。

障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課の西川でございます。

3点いただいた意見、それぞれ踏まえまして、ちょっと具体的にこうするということと言えないというところが非常に心苦しい部分がございますが、いただいた御意見を参考にしながら進めてまいりたいと思えます。

特に高齢との連携につきましては、これはすぐにお金がどうこうということよりも、我々内部での連携も含めて進められる部分もあると思えます。また、市町村の現場では、新しく重層的支援体制整備事業等で、こういったところに対応していただいている現場も出てきていると思えますので、そういったところの取組等も、参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

永田会長

ありがとうございました。

各市町村がそれぞれ現実的に取り組まれてるところで好事例等がありましたら、また共有いただいて、愛知県内各市町村で、取り組めるようにしていただけたらいいのかなと思っております。

では佐藤委員、よろしくお願いいたします。

佐藤委員

愛知県自閉症協会・つばみの会の佐藤と申します。

児童発達支援センターのことについてお願いがあります。2026年度までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置するとありますが、先ほどの参考資料の7ページのところの48、第7章の右側のところの、真ん中の方なんですけれど、「児童発達支援センターは児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設である」と記載されています。障害の方、さまざまいらっしゃると思いますので、ぜひ専門性の高い職員を配置していただきたいなと思います。

私たちの会は、毎年、保育士・幼稚園教諭向けに、連続研修会というものを開催しております。この研修会は新任の保育士や幼稚園教諭の先生方を対象に、発達障害の中でも特に自閉症に特化した研修を行っています。毎年この研修会に児童発達支援センターの方が受けにいらっやって、年々その数が増えています。本来は新任の保育士・幼稚園教諭向けで毎回、豊田市こども発達センターセンター長の若子先生をお招きして、かなり専門性の高い研修を連続3回を行っています。でも、児童発達支援センターの職員といえば、初心者ではなくて、専門家ですよってという話になっておりまして、受講して頂くのは全然かまわないのですが、その点、県の方でも、より専門的な研修などの支援を行っていただくか、もともとその専門性を持った方を職員にさせていただくか、にして欲しいと思います。

永田会長

大変重要な指摘なんですけど、大学の教員の立場から言うと、大学でどれほど障害のことについて取り上げてやってるかという、充分じゃないところがあります。実際には現場に出てから勉強をしていくという方も多いのではないかなと思うと、県の方でやっていただくこと、またいろんな事業所でやっていただいていることを、利用しながらスキルアップをしていただくということが必要なかなと思います。一方で、県としてもそういった研修を責任を持ってやっていくということが必要なのではないかなという、御意見だったかなと思いますので、引き続き職員の質の向上については、先ほどの人材確保、ヘルパーさんとかもってということもありましたけれども、比較的若い方にも、きちんと御理解いただけるような施策も引き続き検討いただければと思っております。

何か事務局の方からありますでしょうか。よろしかったでしょうか。

では、引き続き人材育成については御検討いただければと思います。

重松委員、よろしくお願いいたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松でございます。

相談体制とか人材育成ということについて、難病についてもお願いしたいと思ひまして、基幹相談支援センターなどで難病の方の支援をというお話をさせていただきますと、残念ですけれども、難病は、今まで扱ったことがないおっやって、御理解いただけないことが多々ございます。

県の方としても、学びについての理解がないということで、支援に繋がらないということが実際起こっておりますので、その部分に関して、難病についても研修等で、資質の向上を図っていただきたいということをちょっと求めておきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

永田会長

ありがとうございます。

難病が障害者の中に位置づけられたということもありますので、そのあたりも含めて、県の方には、またそういったことも含めて御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

おそらくまだ議論が十分できていないかと思いますが、報告事項として3件あとまだ残っているところがありますので、次に進ませていただいて、また時間がありましたら戻ってくる、また、別で事務局の方に御意見をいただくという形で進めさせていただければと思っております。

15 報告事項I 第3期愛知県特別支援推進計画の策定について

永田会長

では続きまして、報告事項の方に移らせていただきたいと思います。

報告事項の1番目、第3期愛知県特別支援推進計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

失礼いたします。県教育委員会特別支援教育課 西澤と申します。

私からは資料の2であります第3期愛知県特別支援教育推進計画、こちらホチキス留めの資料になりますが、こちらの方の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

これは平成30年12月に、第2期愛知県特別支援教育推進計画 愛知・つながりプラン 2023 を策定し、特別支援教育充実への取組を推進してきたところですが、計画期間が本年度で終了することから、特別支援教育の新たな指針となるこの第3期の計画、愛知・つながりプラン 2028 を2月に策定いたしました。

表紙の方にあります、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実というサブタイトル、こちらは現行計画のものを引き継いでおります。共生社会の実現に向けて、子どもたち一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、適切な支援、指導をこれまで以上に行っていきたいという思いを込めております。

裏面を御覧ください。計画の概要、下半分は計画の概要図となります。現行計画では、障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じ、学校種間の連続性繋がりを意識した取組を進めてまいりました。今後はこれまでの取組をさらに1歩進め、インクルーシブ教育システムの推進による多様な教育的ニーズへの対応をするということで、障害のある子どもも障害のない子どもも共に学ぶことのできる条件整備を行いながら、連続性のある多様な学びの場の充実・整備に取り組んでまいります。

次のプリントを御覧ください。主な取組ということで4つの柱に即して具体的な取組を進めてまいります。取組の左側の部分に、新規と書いてあるもの、拡充と書いてあるもの、それぞれの取組がございます。

1つ目の柱は、連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実です。中学校から高等学校等への個別的教育支援計画の引継率の向上や、医療的ケアの体制や支援の強化、通学、校外学習への看護師付添い事業の推進、副次的な籍の設置に向けたモデル事業の実施に取り組んでまいります。

2つ目の柱は、すべての教員を対象とした専門性の向上です。特別支援学校のセンター的機能の強化を図るとともに、愛知県総合教育センター所員による特別支援学校の教育相談担当者へのサポートの充実を図ってまいります。

3つ目の柱が、学びの場を充実するための施設・設備等の整備です。特別支援学校の新設等による教室不足や長時間通学の解消、通級指導教室の拡充と適切な設置について進めてまいります。

最後、4つ目の柱が、卒業後の生活への円滑な移行です。社会のニーズに応じた作業学習のカリキュラム

や職業技能検定の開発、卒業後に適切なサービスが受けられるようにするための情報提供、卒業後の学び直しの機会を創出するための学習支援のあり方について検討を進めてまいります。

以上、本推進計画に基づいて、愛知県の特別支援教育の一層の充実に向けて着実に取り組んでまいります。引き続きの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。本課からは以上です。

永田会長

ありがとうございました。

愛知県の特別支援教育の取組についての御報告でした。

時間の関係上、1人か2人の御意見いただければ。糟谷委員、よろしくお願いいたします。

糟谷委員

愛知県知的障害者育成会の糟谷と申します。

4番の主な取組のところの4番の、卒業後の生活への円滑な移行ってところと、先ほどのパブリックコメントのところの、6ページの41番のところと少し重なっていて、先ほど質問しようと思ったところとよく似ているんですけども、学校に行っているときに、やはり卒業後には、新規のところ、卒業後に適切な福祉サービスが受けられるようにするための情報提供というところを、やはりもっと皆さんに、学校行ってる間に、ここにもっと情報提供を拡充するよということとは望みます。自分があまり知らなかったっていうか、わからなかったってということもあるので、学校の方から教えていただけると嬉しかったなと思います。

それと、一般就労とB型について私はよく思うんですが、B型事業所にするのか、一般就労にするのか、ってところで皆さん悩む方々も結構いるんです。軽度の知的障害者とか精神障害者の方々については。そのことで、やはり学校卒業してすぐに、一般就労ができないというか、難しい場合には、やはりこの先ほどのパブリックコメントの6ページのところにもあるように、専攻科と呼ばれるものも増えてきているようであるとか、その卒業後にも学んで、スキルアップをしていくっていうことが必要であるなと思うので、そのあたりをちょっとアバウトですけど、お願いしたいと思うんですが。パブリックコメントの41番の県の考え方のところで、就労先のさらなる拡大と、障害の特性に応じた就労等の実現に努めてまいります。というところを、切にお願いしたいと思いました。よろしくお願いいたします。

永田会長

この就労支援、大分今ここ数年急速に取組が進んできているところかと思いますが、まだまだ不十分どころかだと思います。こちらにも新規の取組として位置付けられているということになりますので、より積極的に取組んで、どう就労を支援していくのか、そのあとの情報だったり、その先の継続ということも含めて、より積極的に取組んでいただく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

こちらについて事務局の方から何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、先ほど高橋委員の方が先に手を挙げていただいたかと思います。高橋委員よろしくお願いいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

学校の設備のことで、意見を述べさせていただきます。

学びの場の充実のところ、特別支援学校にエレベーターを設置するというのは、多分、聾学校だったり盲学校だったりっていう、エレベーターがない特別支援学校のことを指しているのではないかなと思うんですが、そ

もその県立高校へのエレベーターの設置っていうのは、私どもの団体でもずっと教育委員会の皆さんとお話させていただいておまして、なかなか進学しようにも車椅子の学生が高校に進学できないという問題、今年度も数件相談があったりだとか、そういったことがございました。なかなか設置が進まないで、今回は、これは特別支援教育課のお話だと思いますが、県全体でもう少し学校のバリアフリー、街づくりっていうところとか、防災っていうところも含めて、非常に重要なことかと思っておりますので、また進展するように希望いたします。以上です。

永田会長

ありがとうございます。

今回、特別支援教育課ということで、特別支援学校のエレベーターの設置ということになっていますが、今は地域の学校で合理的配慮ということになってきておりますので、特別支援学校に限らず、そういったことについてより進めていただけるよう、連携協力をしながら進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では岩田委員、よろしくお願いいたします。

岩田委員

愛知県セルフセンター 岩田です。

自分の事業所的には生活介護事業所をやっております。ですので、地域の支援学校から利用者さんを受け入れておりますが、このところ、実習の事業所を保護者の方に自分でいろいろ探してきなさいっていう、学校の先生からの指導があるってことで保護者さんから伺うんですが、やはり特別支援学校の先生だけでなく、地域の支援学級を持ってみえる小中学校の先生もそうですが、地域にどんな事業所があるかっていうところを、進路の先生、高等部2年生、3年生の先生だけではなく、小学部からやはり地域に一人一人の進路先がこういったのがあるっていうところを、学校の先生に、地域の受け入れ先の情報を得て欲しいなというところを発信していただきたいなと思っております。以上です。

永田委員

ありがとうございます。

具体的に、地域でどう自分が生活していける、働いていけるかということのイメージというものを、早くからつけられるような形で、小学校、中学校の段階からも、そういった情報提供をしていただきたいという御要望でした。こちらについても、ぜひ進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では最後、古家委員の御意見をいただいて、この報告は閉じさせていただきたいと思っております。

では古家委員、よろしくお願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

体育館に空調設備を全部つけるということが書いてあるんですけども、これは1月1日の能登の災害のときでもそうですけども、大体体育館っていうのは、何か災害があったときに避難所になりますよね。そうすると、能登の時のように電気が使えない云々であると、いくら電気で空調設備を作られても、設置してもらってもなかなか難しいと思う。この辺りはどんなふう考えてるんでしょうか。

永田会長

ありがとうございます。

体育館の空調設備、こちらは前提だと思えますけれども、避難所とか電源が確保できないときのそういった対策も含めてのものかという御意見だったかと思いますが、事務局の方から何か回答ありますでしょうか。

特別支援教育課 指導グループ 尾野課長補佐

特別支援学校の体育館のことについてという形になりますが、特別支援学校の方の体育館の空調等につきまして、非常用電源を一応備える形で、災害時に対応したいということと考えております。

永田会長

ありがとうございました。

非常用の時のものということについては、特に障害、特に医療ケアだとかを抱えてる方には、とても重要なこととなりますので、特別支援学校だけではなく、市町村も含めて、検討いただけるといいのかなと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

16 報告事項2 2023年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告

永田会長

それでは、多分まだまだ御意見があるかと思えますけれども、報告事項の2の方に移らせていただければと思います。

では、報告事項の2 2023年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告について御説明の方よろしく願いいたします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 竹内課長補佐

障害福祉課の竹内と申します。

今年度、愛知県障害者施策審議会の専門部会において、御審議いただいた内容について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の3-1を御覧ください。専門部会では、2016年に制定いたしました、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく取組に関しまして、まず1の2023年度の主な取組3項目と、2の2024年度普及啓発事業の方向性について、専門部会開催状況に記載のとおり、6月と10月、12月に3回の部会を開催いたしまして、御審議をいただきました。それでは、資料に沿って順に説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、資料3-2、2023年度普及啓発事業の実施結果についてを御覧ください。県では、条例に基づく普及啓発事業を毎年度、テーマや対象を検討しながら実施しております。今年度は広く県民に向けて、交流セミナーの開催と、コミュニケーション支援アプリチラシの増刷・配布を行っております。1の交流セミナーについては、第1回専門部会で委員へ御意見を伺いまして、9月に交流セミナーを開催し、第3回専門部会で、実施結果の報告をいたしました。

普段は障害者の方と接する機会が少なく、関心が薄い層にも参加してもらうため、中日新聞社が開催いたします、中日健康フェアの中のプログラムとして開催をし、中日新聞への掲載を中心とした広報活動を展開、また、幅広い層に知名度のある、元サッカー日本代表で日本障害者サッカー連盟会長の北澤豪氏をゲストに招いております。交流セミナーの内容といたしましては、北澤豪氏のトークショー、ブラインドサッカーの紹介に

加えまして、様々な障害の特性、コミュニケーション方法の解説を行いました。解説にあたっては、専門部会委員等の障害当事者の方に会場において動画で出演いただきまして、障害当事者の生の声を聞いていただいたり、実際のコミュニケーション方法を見ていただいた上で、柏倉部会長に講師として解説をいただきました。

会場参加者が 107 名、動画の視聴者が 147 名に参加をしていただきました。アンケート結果によりますと、参加者の属性といたしまして、障害のある方と関わる機会がたまにある、ほとんどない、ないの合計が約 58% となっております。普段障害のある方と関わる機会が少ない方々にも参加いただくことができたことがわかりました。理解度や満足度についてもいい回答を得ることができまして、目標でありました、障害者と接する機会が少なく、関心が薄い層への普及啓発に一定の効果を得られたものと考えております。

右側下の 2 の、コミュニケーション支援アプリチラシの増刷と配布については、2020 年度のアプリ開発時に作成したチラシを増刷・配布したものでございます。開発後の機能追加について追記した上で、計 8 万部を増刷、県内市町村等へ配布をいたしました。

次に 1 枚おめくりいただきまして、資料の 3-3 を御覧ください。災害時情報連絡体制の市町村調査結果についてでございます。条例では、普及啓発の他に、災害その他非常事態の連絡体制の整備も必要な取組としていることから、昨年度に引き続きまして、県内市町村に対して調査を行ったものでございます。例年 6 月に県の災害対策課が調査しております、災害時情報伝達手段の整備状況の一覧を基に、障害のある方への配慮の取組について、追加で調査を行っております。

第 2 回専門部会で調査内容について御意見を伺いまして、第 3 回専門部会で、調査結果を踏まえた今後の取り組みの方向性を御審議いただいております。

調査結果について、昨年度から動きのあった調査項目と、今年度から追加した調査項目を中心に、簡潔に御説明をさせていただきます。

災害情報伝達手段は、(1) の同報系システム、(2) のその他の手段に分けられます。(1) の同報系システムとは、屋外スピーカーなどの屋外拡声装置と、住宅等の屋内に設置する防災ラジオなどの屋内個別受信機により、市町村から住民へ同時に一斉に避難勧告等の情報を提供するものでございます。(1) の同報系システムについては、障害のある方への配慮について、屋内個別受信機については、すでに配布時の障害者支援を導入している市において、支援利用者の増加が見られております。また公共施設における配慮として、新たに知立市から身体障害者福祉センターにアイ・ドラゴンを設置しているとの回答がございました。

(2) のその他の手段については、新たに防災アプリを導入した自治体が 5 市町村あり、その多くが、音声読み上げ機能の搭載、Web アクセシビリティへの配慮を実施していることがわかりました。

ホームページについては、音声読み上げ機能の搭載、Web アクセシビリティへの配慮、ひらがな表示機能の搭載を実施している市町村数が増加しておりまして、引き続き配慮が広まっているということがわかりました。

資料の右側の (3)、その他の具体的な配慮の取組については、他の自治体では実施していない取組に、瀬戸市や知立市が新たに着手するなど、それぞれの市町村が、情報伝達に対して工夫を続けているということがわかりました。

また、今回新たに調査いたしました、(4) 避難所における情報伝達手段の障害のある方への配慮においては、約 4 分の 1 の市町村で、コミュニケーション支援のためのボードやカードなどが配布されているということがわかりました。

県といたしましては、この結果について、3 月 14 日付けて各市町村へ通知をしたところでございまして、今後も引き続き、市町村の取組状況の収集を行いまして、それぞれの市町村における取組検討がより活発に進むよう促してまいりたいと考えております。

次に、資料 3-4。1 枚おめくりいただきまして、コミュニケーション支援アプリの改修についてを御覧ください。このアプリは、2020 年度の普及啓発事業において、専門部会の御意見を伺いながら制作をしたものでございまして、開発以降もシステム改修を実施しているところでございます。今年度は表示できる項目を追加することといたしまして、コンビニ・スーパーの項目を拡充しております。また、アプリに関しては、改修に加えて周知活動も実施しています。

2023 年度は、先ほども御説明したとおり、チラシの増刷と配布を行いまして、その他にも、関係団体における会議において、アプリの紹介を行っております。引き続き、2024 年度も、県の行事や研修におけるチラシの配布や関係団体における紹介の実施を行ってまいります。

次に、最後ですけれども、1 枚おめくりいただきまして、資料 3-5、2024年度普及啓発事業についてを御覧ください。来年度の事業について、第 1 回専門部会で方向性を御承認いただきまして、第 3 回専門部会で本資料の内容について再度御確認をいただいたところでございます。1 の交流セミナーについては、今年度の経験を踏まえまして、引き続き障害のある方と関わる機会の少ない方に来ていただけるような啓発事業をしたいと考えております。また、2 のコミュニケーション支援アプリの運用と周知活動についても継続して実施してまいります。

そして、来年度の新たな取組として、3 の市町村職員向け避難所コミュニケーションセミナーを実施いたします。手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく、コミュニケーション支援の普及啓発の一環として、近年はコミュニケーションアプリの運用とか改修を継続していたところでございますが、従前からその専門部会において、コミュニケーション支援アプリでは、視覚障害者などへのコミュニケーション支援が難しい旨の御意見をいただいております。

そこで今年度の専門部会において、避難所や日常生活において、コミュニケーション支援アプリが活用できない困りごとについて御意見を伺いまして、災害時の支援として、避難所などにおける具体的な対応が必要という意見が多かったことから、2024年度中に市町村の福祉局と防災局の担当の職員を対象といたしまして、市町村職員向けの避難所コミュニケーションセミナーを開催することといたしました。セミナーの内容については資料に記載の案を基に検討をしております。

事務局から以上になりますけれども、引き続き、柏倉部会長よろしく願いいたします。

柏倉委員

部会長の柏倉でございます。

事務局から詳細な御説明がありましたので、私から特に追加することはありませんので、また質問等ありましたらよろしく願います。

永田会長

御説明ありがとうございました。

こちらについて、御質問、御意見ある方いらっしゃればお願いいたします。よろしいでしょうか。

もうこの条例ができて随分経ってきて、いろんな形で普及活動が進んできている状況かなと思います。来年度についても、課題を的確にまとめていただいておりますので、よりこの活動を通して、社会的な理解が広まるように、また、震災等の災害についての取組はとても重要なことになっておりますので、市町村の状況を確認しながら、より推進いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと終了の時間が迫っておって、11時半少し過ぎてくるかと思いますが、少しお時間許すようであれば、もうしばらく報告 3 まで御参加いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

17 報告事項3 令和6年度障害者施策に関する予算について

永田会長

報告の3の方に移らせていただきたいと思います。

それでは、令和6年度障害者施策に関する予算について、事務局から説明の方をよろしく願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の矢ノ口と申します。よろしく願いいたします。

私の方から資料4によりまして、令和6年度の障害者施策に関する予算について御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

この資料でございますが、2月9日に発表されました令和6年度の当初予算案の中から、障害者施策に関するものを抜粋したものでございます。予算案につきましては、愛知県議会本会議におきまして御審議いただいているところでございますので、議決されることが前提ということで、説明させていただきます。御了承ください。

それではまず、資料4の1ページを御覧ください。障害のある人が身近な地域で安心して暮らすための支援についてということで御説明させていただきます。予算額といたしましては、4億6138万3千円でございます。今年度から1600万円減額しておりますが、この理由といたしましては、1番の障害者施設設置費補助金でございます。これは毎年度対象が異なりますから、対象によっては増減するということで、今年度から1600万円減額ということでございます。補助対象としては、通所系の事業所の新設と、入所施設の大規模修繕ということで、整備費の助成をすとなっております。

2番の障害者地域移行推進事業費でございますが、これは本年度に引き続きまして、グループホームの世話人の仕事紹介や仕事体験の実施、または施設入所をされている方が、地域生活に移行するためのグループホームを活用した体験事業や出前講座の実施、もしくは障害者の工賃向上のための企業とのマッチングなどを実施していこうとしております。

次に、2ページを御覧ください。障害のある方の社会参加と、障害への理解促進を図る取組ということで、予算額は5086万6千円を計上してございます。約200万円の減額となっておりますが、この主な理由は3番の障害者芸術文化活動推進事業費の中の、アール・ブリュットが今年度10周年記念といたしまして記念事業を行いましたので、来年度はその分を減額しているということでございます。事業は3つ実施することとしておりまして、1番が障害者コミュニケーション手段利用促進費ということで、手話通訳の方や要約筆記の方の養成派遣事業や、障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発などを予定しております。2番といたしまして、ヘルプマークの普及促進事業ということで、今年度に引き続き実施してまいります。3番といたしましては、障害者芸術文化活動推進事業費ということで、アール・ブリュットの推進や、障害者の芸術活動を支援するための人材育成事業を実施することとしております。

以上が福祉局の予算でございますが、次に、1枚おめくりいただきまして、福祉局以外の関連する事業ということで説明させていただきます。

3ページが労働局の中小企業の人材確保の支援事業ということで、これは右下の枠の部分が障害者関係となっております。障害者の就労支援事業ということと、中小企業応援障害者雇用奨励金事業ということで、雇用奨励金事業は1700万円の増額ということです。これは来年法定雇用率が引き上げとなることに伴

いまして、短時間労働者に対する奨励金を新たに支給することとしたものと伺っております。

次に4ページを御覧ください。4ページは教育委員会の方で愛知・つながりプラン2028に関する事業ということで計上されているものでございます。新規事業ではございませんが、3番の名古屋東部地区新設特別支援学校整備費、4番の西三河北部地区新設特別支援学校整備費、これは、本年度の補正予算で計上されたものの継続ということになります。名古屋東部地区が港特別支援学校、これが肢体不自由児の方の特別支援学校新設のため、教室としては24教室と伺っておりますが、今年度の基本設計に引き続き、来年度実施設計を行うと聞いております。4番の西三河北部地区新設特別支援学校ですが、三好特別支援学校、これが知的障害者の方の特別支援学校ということで、41教室ということで、今年度に引き続き来年度実施設計を行うと伺っております。いずれにしても、2027年の4月に開校予定となっております。

1枚おめくりいただきまして、5ページと6ページでございますが、これがスポーツ局の障害者スポーツに関する事業ということで計上されているものです。1ページおめくりいただきまして、6ページでございます。これが、アジア・アジアパラ競技大会の開催に向けた事業費ということで、右側の宿泊施設バリアフリー整備推進事業費というのが来年度新設となります。これは、本年度アクセシビリティ・ガイドラインを策定したことに伴いまして、宿泊施設のバリアフリー整備にかかる費用の一部を補助するものと伺っております。

以上、簡単ではございますが、障害者施策に関する令和6年度当初予算の説明をさせていただきました。

永田会長

ありがとうございました。

障害者施策関係で大きく予算が減額されたということはないのかなと思っておりますが、アジアパラ関係で宿泊施設等のバリアフリー化が進むなど、そういったことによる設備も整備も進んでいくところかなと思って聞かせていただきました。

こちらについて何か御確認したいこと、コメントありましたらと思っておりますが、よろしかったでしょうか。

では、引き続き予算を確保いただきながら、こうした障害者施策が進むよう、引き続きよろしく願いいただければと思っております。

18 その他

永田会長

本日の議題、報告事項は以上になります。

最後にその他として、会議全体を通して御意見があればと思っておりますがよろしいでしょうか。

では加藤委員、よろしくお願いいたします。

加藤(歩)委員

愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会の加藤です。

私、今回ここでの参加が最後になると思っておりますので、いろいろ本当は言いたかったんですけど、1つあったのが特別支援教育に関してですけれども、医療的ケア児の特別支援学校への送迎について、モデル事業を増やすというお話があったかと思うんですが、保護者の都合により通学が困難な場合という文言が確かついていたと思うんですね。

59ページをもし見ていただければよかったかと思うんですが、他のお子さんと同じように、やはり毎日の通学保障として考えていただけたらなと思っております。私も12年間、片道15キロを2往復しておりましたが、これ

から地域の学校に上がっていかれる方が増えていくと思うと、その方たちのほうが保障されていて、支援学校を選ぶとすごい大変なことになるっていうことで、地域を、と選ぶ方もいらっしゃるかもなあとか思いながら見ていたので、その辺公平性という意味では、他の支援学校に通われる方、または地域に通われる方と同じように、保護者の都合が悪い場合だけではなく、毎日通学できるように保障をお願いしたいと思います。よろしく願います。

永田会長

ありがとうございます。

大変重要な指摘だと思います。子どもの障害の程度の有無や保護者の状況にかかわらず、きちんと保障ができるような体制をどう考えていくかということは、これ喫緊の課題かと思っていますので、引き続き検討をお願いできればと思います。

今、加藤委員の方からお話がありましたように、今年度こちらが最後になり、次回は7月の会議の予定になっております。そのため、委員の方も任期で代わられる方、また継続していただける方もいらっしゃるのではないかと思います。

今日、障害者プランについても充分お時間が取れず、御意見を充分言っていただけなかった委員の先生方もいらっしゃるのではないかと思います。また追加で御意見等ありましたら、事務局の方に、ぜひお寄せいただければと思いますし、今期、先生方に本当に様々な御意見をいただいて、より議論が深まったことを、改めて感謝申し上げさせていただきたいと思います。

今日で、長坂委員の方が公募委員ということで、交代になるかと思っていますけれども、もしよければ一言だけお言葉をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

長坂委員

2年間ありがとうございました。とても参考になる話で、私、公募委員となっておりますが、愛知県社会保険労務士会で、企業側の障害者の就労支援の方をやっている、企画をしている者でありますので、今の意見をしっかり受けとめて、会社の方々に、顧問先の企業の人たちにそういうアプローチをしていきたいと思っております。ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。

これからも引き続き、障害者施策に対して御協力、御支援いただきますとありがたく思います。

お時間の方、予定の時刻より10分延長させていただいた形になり、私の進行の不手際で大変御迷惑をおかけいたしました。

本日の会議は、これもちまして終了させていただきたいと思います。

事務局の方におかれましては、今日たくさんいただきました御意見、御質問を基に、障害者支援施策の一層の推進を図っていただきますよう改めてお願い申し上げたいと思います。

では、事務局の方にお返しさせていただきます。よろしく願いいたします。

19 閉会

障害福祉課 佐藤課長

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議をいただきましてありがとうございました。

また2年間の任期の間、様々な御意見、御指導いただきまして誠にありがとうございます。

本日いただきました意見につきましては、しっかりとこちらの事務局の方でも検討させていただきまして、施策の方に反映をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日御発言されました委員の皆様方におかれましては、後日会議録の確認を依頼したいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以上で、2023年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。